

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成25年9月25日（水）午後3時から午後5時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 成 川 洋 司（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 忠 鉢 孝 史（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 福 崎 唯 司（横浜地方検察庁検事）

弁護士 藤 本 創 吉（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 20代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、しかも台風20号の影響もありましてあいにくの空模様なのですが、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会を務めます横浜地方裁判所第4刑事部の成川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

御存知のとおり裁判員制度が始まりまして、今年で4年ということになったわけですが、マスコミ報道など見る限りにおいては比較的順調に推移してきているのかなという感じはしているところです。しかしながら、裁判員とか補充裁判員をなさった方にアンケートを取っているのですが、その中で審理が分かりやすかったという意見を述べられる割合が若干低くなってきているというようなことは問題があるかと思っておりますし、そのほか最近マスコミ報道などでは審理の中で遺体の写

真を見たということがトラウマになって、ストレス障害にかかって、その後は生活とか仕事に支障が出たなんていう方もいらっしゃいます。それに裁判員制度も完全に順調というわけではなくて、いろいろな問題点、今後改善すべき点であるとか改良すべき点、いろいろあるかと思いますが。政府等でも改正作業等が進められているわけですが、この裁判員制度をより良くしていくためには、やはり実際に経験された皆さまのような方々の生の意見を聞くということが一番大切だろうというふうに考えております。そこで、このような会を催しまして皆さまの忌たんのない意見をお聞かせいただきたいと、こういう会を重ねてまいりました。とにかく思ったことは何でもおっしゃっていただいて結構です。こういう場では、我々裁判所側にとって耳の痛い意見ほど、ためになる意見だというふうに我々自覚しておりますので、どうぞ忌たんのない意見をお聞かせ願いたいと思います。

この会には私以外にも裁判官、検察官、弁護士の方からも参加してもらっておりますので、まずこの法曹三者の方から自己紹介をさせていただきたいと思います。

立場上、私からさせていただきたいと思いますが、私は裁判員制度が始まりました平成21年5月のころは、和歌山地方裁判所という所におりまして、その後翌年の平成22年に横浜地裁に参りました。和歌山と横浜におきまして裁判員裁判をこれまでに約30件程度担当させていただきました。横浜におきましては裁判長として経験したより陪席の裁判官として経験させていただいた件数の方が多いので、色々な立場からこの裁判を見てきました。その中で感じたことですが、裁判員の方々は抽選でその場で急に選ばれたにもかかわらず、事件に本当に熱心に積極的に参加していただいて、いろんな意見を言っていただきまして、その中には我々が今まで気付かずにやり過ごしていたことをはっと気付かせてくれたりとか、非常に目を見開かせてくれたりする意見を述べられる方も結構いらっしゃって、これは素晴らしい制度だなというふうに考えております。また、こういう言い方をしては不謹慎かも知れませんが、評議をすることは非常に楽しいというふうに感じることもあります。私、制度が始まるまでは大丈夫なのだろうかと非常に心配したので

すけれども、制度が始まってからは、これはなかなか良い制度だなというふうな実感をしているところです。

では、忠鉢裁判官からお願いいたします。

(裁判官)

私は裁判官の忠鉢と申します。

裁判員制度が始まって4年になりますが、最初の3年余りは、裁判員制度をやらない裁判所に所属しておりました。横浜の管内でもたくさんありまして、お隣の横須賀市にある支部では裁判員裁判はやらないのです。横須賀市内で起きた重大事件というのは横浜の本庁で裁判員裁判をやるというような割り当てになっていますので、最初の3年間は裁判員裁判の経験がございません。昨年4月から、横浜の本庁の方にやってまいりましたので、この1年半余りの経験だけということになります。件数にいたしますと、私は部の人員の都合で2回に1回、裁判員裁判に参加するというような状態でありましたので、昨年1年間で6件、今年に入ってから6か月経つのですけれども、まだ2件しか日程が入っていないというぐらいで、経験の数がなにしろ少ないものですから、自分の見聞きした範囲のことで感想とか意見を申し上げるしかありません。

ところで、裁判員裁判が実施される前に模擬裁判ということで、色々とお試しをやってきた時期があります。実施の1年、2年ぐらい前からやっており、そのときには私も参加したのですけれども、当時の裁判員役は今と違って抽選ではなく、手を挙げてくれた方をお願いしてやっていただくというような感じだったのです。ですから、要するにそれなりに関心もある方ばかりが集まっているようなグループで裁判員裁判のお試しをやってきた時期があったのですけれども、そのときには実際には抽選になるわけだし、そんなにうまくいくのかなと、事実認定が甘くなったりとか、量刑のときに感情的な議論になったりするのではないかなというような、おそれというか危惧が、あったのです。始まってから、私は未経験の時期でしたが、新聞を見ている限りでは、なかなか順調にいつているなと思っていました。いよいよ

よ実際に昨年の4月から自分も裁判官として参加してみると、抽選で無作為で選ばれた方に裁判員をお願いしているのに、模擬裁判のときの議論とほとんど変わらない、非常に理性的に事実認定をし、被告人の更生、今後のことについてすごく心を寄せて考えていくという議論ができていくことに、最初はびっくりしたような考えを持ちました。何件か重ねているうちに、やはり毎回そう変わらないふうに進んでいきましたので、この裁判員裁判というのは日本の一般的な市民の人たち、平均的な、実際に抽選で選ばれているわけですから、そういう人たちに、ひょっとしたらすごく向いている制度なのではないかなというふうに思ったりしながら今担当しているところです。

この間にいろいろ、証拠の問題ですとか、あるいは裁判員裁判に限らないのですが、けれども被害者の参加とか保護とかいうような、これは刑事裁判一般のテーマなのですけれども、いろんな問題が、始まった当初には議論されなかったような問題が出てきていますので、その点についても経験者の皆さん方からの御意見を伺って参考にさせていただきたいなというふうに思ったりしております。

(司会者)

では検察庁、福崎検事お願いします。

(検察官)

横浜地方検察庁公判部の検察官の福崎です。

公判部というのは裁判を担当している部門でして、皆さんが裁判員裁判をされていたときに検察官の席に立つ役割をする検察官です。私は昨年の4月に横浜に来まして、現在までで十数件の裁判員裁判を担当しています。今日おいでいただいた経験者の方のうちのお二人は私が法廷に立っているところを見ていただいたので、その感想なども後々お聞きしたいと思います。検察官が裁判員の方から意見を聞くという機会はありませんので、今日はその貴重な機会になると思っておりますので、率直な御意見をいただけたらと思います。

(司会者)

弁護士会，藤本弁護士お願いします。

(弁護士)

弁護士の藤本創吉といいます。弁護士になって4年目です。

裁判員裁判が始まった年に弁護士になったのかなど，今改めて感慨深いものがあるのですが，その4年間のうちで自分は裁判員裁判を担当したのが2件，去年2件担当しました。その2件とも，実は福崎検事が担当されていたのでちょっと何か因縁浅からぬという，なぜ今日というところもあるのですが，福崎検事が言ったように，弁護士も評議とかで裁判員の方とお話をする機会はないですし，終わった後もアンケート結果は頂くのですが，生の声を聞けるというのはすごく貴重な機会なので今日は楽しみにしてきました。弁護士への批判を含めて，率直な意見を聞きたいと思っています。その中で出てきた，ここは改善すべきだというところは弁護士会にフィードバックして，より良い弁護士活動をするように弁護士会を挙げてやっていきたいと思っていますので，よろしくお願いします。あとは，もしあるのであれば，弁護士のここは良かったよというのを言って頂ければ，そこは裁判員の方に評価されたからもっと良くしていこうということもありますので，よろしく願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。それでは本日参加された裁判員経験者の方々にも自己紹介をお願いしたいと思います。自分が担当した事件がどういう事件であったのかという点と，そのときの事件の感想であるとか，そのとき感じられたこととか，何かありましたら，すみませんが1番の方から順番にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(1番)

昨年の12月ですけれども，元離婚した奥さんが家族と一緒に住んでいる家を2回にわたって発火装置を使って放火をしたという事件でした。12日間だったので，日数的にも平均4日とか5日っていうふうにお聞きしていたのですけれども，

ちょっと長かったのですが、その代わりにすごく内容の濃いお話ができたんじゃないかなと自分では思っておりますね。やっぱり1日中一緒にいるので、いろんなささいなことでも聞けるような形になってきて、こんなこと聞いたらおかしいかなと思うようなことも最後の方には何でも聞けたし、お昼休みですとか、そういう時間にも裁判官の方がいらしていただいて、ちょっとお話をさせていただいたり、そういうすごく気を使っていた部分がありますので、とても分かりやすく説明していただきました。弁護士の方も、あと検察のほうの方も分かりやすい資料を作っていただいて、とても私個人としては分かりやすく、何も分からない知らない状態でしたけれども、やって良かったなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。手元にいただいた資料によると、12日間の審理というのは、本日集まっていた方の中では一番長い審理期間だったということになると思います。事件の内容についても自分が犯人ではないとか、あるいは責任能力がないとか、そういう難しいことが争われたというふうに聞いております。次に2番の方をお願いします。

(2番)

昨年の5月の裁判ですけれど、暴力団の幹部と舎弟のもめごとで殺人を行ったという事件で、最初暴力団と聞いたので、こんな裁判を市民感覚でできるのかなと最初は心配しました。でも内容的にはいろいろ検察官の方の説明とかもすごく分かりやすかったし、その辺はやっていても良かったかなと感じた次第です。暴力団の裁判ということで、いつも傍聴席が結構多いので、何か気になって、毎回帰り何かやられるんじゃないかとか、そんなことばかりね、裁判員の人たちもみんな考えて、帰るときはちょっと周りを見渡して、そういう状況でしたね。だからもっと、裁判員やるのだったらもうちょっと暴力団関係でなくて他のことやりたかったなっていう、そういう印象でしたね。

(司会者)

ありがとうございました。資料によると審理は6日間ということで。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

本日お集まりの中では比較的長いほうの事件ですね。被告人が殺意を否認して過剰防衛を主張したというような事件でしたかね。

(2番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございました。次に3番の方お願いします。

(3番)

昨年の12月だったと思うのですが、放火事件でした。両親の住んでいる家に来ていた息子が、父親の言動にかつときて灯油をまいて全焼させたという事件で、事実関係そのものは争いがなくてですね、両方とも認めておったのですが、ただ本人が精神疾患を持っていて、それは放火そのものの事件には精神鑑定上関係がないということなのですから、その情状酌量をどうするかという量刑のところの争いで、比較的というか、単純なといいますか、あまり争いのない事件だったかなというふうに思います。

私の場合は公判を含めて4日間で、非常に裁判官の方も丁寧に説明していただきましたし、事件そのものの流れとか、それは非常に理解できました。裁判員裁判の狙いである司法を身近にというのは十分達せられたかなというふうに思うのですが、私の場合は良かったのですが、隣の法廷が、殺人事件かな、嘔吐防止用の口にあてるものが置いてあって、来られている、隣に座っている方も青白い顔をされていて、これは大変だろうと、自分のことではなかったのだけれども、ちょっとそっち当たっていたら荷が重いなという、だから裁判員裁判も殺人とかねそういうむごい、市民に裁かせるのはちょっと荷が重いんじゃないかなという、人ごとな

がらそういうふうに思いました

(司会者)

ありがとうございました。じゃ、次に4番の方お願いします。

(4番)

私は今年の5月、危険運転致死の事件ですね。あれ1週間、5日間ですか。ポイントとして赤信号を認識するのが正しかったかどうかとか、見通しの悪い道路かどうかという、結局書類上ではいろいろ細かく数値が出てきてますけれども、5日間ということで午前午後分けますと、全部で10コマあるわけですよ。世の中でよく現場主義っていいですか、百聞は一見に如かずっていいですか、いろいろ細かい数字を聞くよりも、本当に半日ぐらい、近くだったわけですから、交差点に行って、実感したほうがピシッと全体をつかめたんじゃないかという感想を私は持っています。

(司会者)

要するに、赤信号だったのだけど、ことさらに無視したのか、単に見落としただけなのかという辺りの問題ですよ。

(4番)

そのときにね、文章に見通しの悪い道路と書いてあるのだけど、裁判員からみて見通しの悪い道路ってどういう道路か実感がわかないわけですよ。

(司会者)

分かりました。どうもありがとうございました。続いて5番の方お願いします。

(5番)

私は6月にやりまして、以前執行猶予付きの刑を受けた人の強制わいせつ罪の関係で裁判しました。

内容自体は本人も認めているので、スムーズに流れて、精神的にはそんなに負担が持たなかったのですが、何でこんなことやるのかなとか、帰ってからもこう変に考えちゃうことはありましたね。でも本人も反省しているということで、ただ執

行猶予があるので長い刑になってしまったっていうのは、ちょっとあれなのかなとは思いましたが、そういう判断っていうのも大切っていうか考えることは結構難しいのだからっていうのは身にしみました。

(司会者)

強制わいせつの前科があって執行猶予中だったという。

(5番)

執行猶予中でまたやってしまったと。

(司会者)

審理は5日間ということですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

どうもありがとうございました。6番の方お願いします。

(6番)

確か今年の6月の頭で、1週間ですね。

裁判の内容ですけど、確か強盗で、最初強盗って聞いたときに重い罪をつけるべきなのかなと思っていたのですが、よくよく話を聞いてみると別の共犯がいて、その人に嫌々やらされていたみたいな話を聞いたり、その後また一緒にやろうってその共犯の人に言われてもきちんと拒否したりして、何ていいますかね、罪を認めているってわけじゃないのですが、罪をちゃんと重く思っていて、それは後ろめたさもあってずっと悩んでいたみたいな人だったので、その裁判自体が焦点が執行猶予を付けるか付けないかっていう、強盗っていう重罪ですかねっていうことで散々もめまして、その間でいろいろ言われたのですが、ちょっと本人が裁判官に尋問されたときに、被害者の気持ちを考えろってことを裁判官に言われまして、被害者って法人格、会社、企業だったのですが、その気持ちを考えろって結局何かって、その裁判終わったあともずっと考えていたのですよ。結局、そんなものない

んじゃないかっていう。何ですかね、被害者の気持ちを考えるっていいですか、そもそも論点、そこでいろいろ誘導されたりとか、何か裁判官と自分で結構ずれてるなって思ったりとかして、何か嫌な感じしましたね。

あとそうですね、裁判に出た人たちにはいろいろ言いたいことあっていろいろ考えていたのですが、ちょっとこの場だと本人たちがいないので遠慮しときます。

(司会者)

ありがとうございました。具体的な話はこのあとしていただきたいというふうに思います。

これから実質的な意見交換会に入ろうと思いますけれども、メインの話としては実際に法廷でなされた審理がどの程度理解できるものであったのかとか、あるいは評議でちゃんと議論が尽くせたのかという辺りが中心になるかと思いますが、まず最初は形式的なところから入りたいと思います。

まず日程の設定のところなのですが、本日いらっしゃった方の中では日程が4日から12日間といろいろバラバラなのですが、この日程の設定は適正であったのか、それとももっとどうにかなったのかどうかといった辺りのところを皆さんにお聞きしたい。具体的には、最初にたくさんの方が集まって選任手続というのがありますね、抽選の手続き、それをやってその日の午後からいきなり審理という方と、選任だけを別の日にやって審理はまた別の日から始まったという人がこの中に混ざっていらっしゃいます。自分がなったのはそれで良かったのか、それとも続けて同じ日にやったのだけど別の日にしてもらいたかったのか、あるいはこの際だからもう続けてやってほしかったのかという辺りのところと、それから審理が始まった後も例えば12日間は例えば土日ははさんだとしても平日は全部連日という方もあれば、平日であっても平日の間に1日間を空けてまた次の審理があったりという審理になっているような方もいらっしゃるようなので、その辺は連続でやった方が良いのか、やっぱり1日ぐらい空けてもらった方がうれしいのかと、あと評議の長さが十分取れたのか、もっと評議の時間を長くしてほしいとか、そういう日

程的な話のところをまず御感想を全員にお話を伺いたいと思うのですけれども、すみませんが1番の方からお願いできますか。

(1番)

決まってからすぐその午後からでした。その間の時間にやはり仕事場に連絡を入れて、その前にもしかしたら裁判員になる可能性があるので、そのときには連絡をしますという形で会社の方には言ってあったのですけれども、その間の時間に上司の方に連絡を入れて、裁判員になったのでここから12日間休ませていただきますという連絡を入れたのですけれども、なかなか上司がつかまらないとかっていうこともありますので、できればその日は決めるだけにさせていただいて、次の日からだったらちょっと1回帰って直接会社の方へ行って説明をして、それからってことのほうが良かったかなと思います。

(司会者)

その日にいきなりというのは。

(1番)

いきなりその日の午後からだったので、その時間内に連絡を入れなきゃいけないということもありましたので。

(司会者)

心の準備とかそういう面ではどうですか。

(1番)

心の準備はもう、もしかしたらなるかもしれないというのは、ずっとお手紙を頂いたときから思っていたので、その点は大丈夫でした。

(司会者)

あと週末は2回またいでいらっしゃるようですが平日は全部連日でしたよね。

(1番)

はい。

(司会者)

その点はいかがですか。

(1 番)

連日の方が考えることが集中できたと思うのですね。間に1日とか2日とか入れるよりは、連日でずっとそのことだけを考えるということになってしまうのですけれども、仕事の方も行ったり休んだりっていうふうになるよりは集中してやっていただいて私は良かったなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方、選任の日と審理の日が別になって、あと火曜日が1回休みになっていたようなのですが、いかがでしたか。

(2 番)

ちょうど、土日が2回あって平日も1回休みということで、いろいろ考える時間はあるのですけれども、私はちょうど定年になったばかりだったので、日にちはどうなっても構わないと、最初から、もし選ばれたら何日でもいいだろうと、そういう考えで来たので別に問題なかったのですけれども、仕事していたら、休みを長く続けて取るというのは、なかなか大変だったんじゃないかなと思いますね。そういうふうには感じましたけれども、私の場合は特に問題はなかったですね。証人の関係で午後からとかっていうのもあったのですけれども、毎日でもないのですけど、1日あるのと午後からあるのと間に休みがあるのと、結構仕事している人にとってはね、何か半日会社に行って午後から来るとか、そういう方もいたようですけども、いろいろ大変だったんじゃないかなと。私の場合は別に特に問題なかったです。

(司会者)

集中して連日やってもらった方がありがたかったですか。

(2 番)

どちらかといえば、集中してやってもらった方が。選任が金曜日で月曜日から始まって、またすぐ次の日休みって、何だか間が空きすぎていて。できれば月曜日辺りから始まって、1週間でも10日でもやっていただいた方が良いんじゃないかと

思うのですけどね。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方はやっぱり選任の日の午後から審理開始して4日連続ということ。

(3番)

そうですね。その日は1日ひょっとしたらつぶれるかも分からないということで来ていましたら、確率からいったら当らんだろうなと思っていたのですが、当ってもその日予定入れてなかったの別で大丈夫でした。かえって半日来てまた帰ってもちょっと中途半端ですから、その日入ってもらった方が私個人は良かったですね。4日間という日数で、しかも平日の連続ですから、比較的仕事を自分でコントロールできる内容でしたので、あまり仕事面も支障はなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方も選任してその日の午後から審理という。

(4番)

そうですね。

(司会者)

木曜日が1日空いたのですかね。

(4番)

木曜日が1日空いたのは、何か裁判官の方の御都合でですね、スケジュールが合わないのが本当は月金で終わらせたいのを、すみませんが月にさせていただきます。そういうことを伺いました。

(司会者)

日程的にどうでしたか。

(4番)

1週間通してやるというのは非常に集中できて良かったと思われそうです。飛び飛びになるよりはですね。木曜日に1日空いたのも、別に1日だけでしたから、間隔空

きすぎるっていう感じでなくてちょうど中休みとしては問題なかったですね。

私自身は、現役退いて年金生活者ですから時間はたっぷりありますが、現役の方はやはりその日にいきなり入っちゃうっていうのは苦しいんじゃないでしょうかね。私がもしそういう年代でしたらやはりその日は1回職場に帰ってきちっと関係作業やるなり、説明なり了解してもらって、きっちりすると思います。ただ今はもう年金生活だから時間はたっぷりありますので私は問題ありませんでした。

(司会者)

4番の方としては、その日の午後からいきなり審理でも特段支障はなかったと。

(4番)

全然支障ない。そういうふうに考えていましたから。ぶっ通しで良いなと思っていましたから問題ありません。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方も同様な形で、選任された日の午後から審理が始まって木曜日が1日空いたということですね。

(5番)

そうですね。うちの会社の方は結構積極的で、しっかり務めてこいっていうぐらいのことを上司が言っていたので普通に休みが取れていたのですが、仕事の面もカバーしてくれると思っていたのですが、1日空いて会社に行ったら結構仕事があったので、間は空いていた方が私的には良かったです。

(司会者)

それは仕事の関係でという。

(5番)

関係でですね。丸々使ってしまったって集中してやるっていうのは良いと思うのですが、一応職も持っているのを考えると1日でも空いていると助かるかなというのがあります。

(司会者)

要するに裁判への参加っていうことだけを考えると連続したほうが良いけれども。

(5番)

そうですね。集中して考えられるので、良いんですけど。

(司会者)

仕事をこなす関係からいくと、1日空けてもらった方がありがたいという感じですかね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございました。6番の方は、選任が別。

(6番)

そうでしたね。

(司会者)

あとは5日間、月曜から金曜まで連続ですかね。

(6番)

だったはずですね。

(司会者)

いかがでしたか。

(6番)

そうですね。仕事っていう観点から見ますと選任されて翌週ってことは翌週の予定立てられないですよ。決まるか決まらないか分からないので。元々決まること前提、あと会社近いので実際裁判終わった後ずっと会社行っていたんですけど、スケジュールが立てられないので、選任してからむしろ1週間とか2週間ぐらい空けてくれた方が予定立てるとしてもずっと楽ですね。欲言えどもう1か月ぐらい空けてくれた方がずっと予定立てやすいですね。いきなり決まって翌週から1週間休んで。

(司会者)

金曜日に選任手続をして月曜日から審理が始まったという形ですか。

(6番)

だったはずですね。そこら辺がお役所仕事だなって思いました。

(司会者)

申し訳ありません。あと審理5日間連続というところはどうですか。

(6番)

そこは全然良いですね。むしろ空けると記憶が曖昧になるので。やっぱり人の人生にかかっているものなので、そういうのは万全を期してやった方が良いでしょう。

(司会者)

ありがとうございました。日程のことに关しまして、いろんな意見がありまして、なかなか裁判所としても誰にでも満足いただける形で日程組むのもなかなか難しいのかなというふうに思っ、ただ本日の皆さんの話を伺ったうえで今後どのような形で日程入れるのが良いのかということを考えていきたいと思っ。当事者の方から日程に关しては何か意見とか、何か聞きたいようなことは特によろしいですか。

本論といっますか実際に審理、裁判の中身の点について入っていきたいと思っのですが、これまでこの意見交換会でも裁判所の方でテーマ、どんどん決めて勝手に聞っていっただけなんですけれども、今日のところは立証活動をするのは検察官と弁護士なので当事者の方から裁判員にこの点は分かりやすかったのかどうかとか、聞きたいという点があれば出っしていただきたいというふうに思っただけなんですけれども、検察官の方から何かございっますか。

(検察官)

一番最初に検察官が起訴状を讀み、その後検察官が冒頭陳述といっまして検察官が証明しようとする事実はこちらですといっのを、何かカラフルな1枚か2枚かの紙をお配りして説明をしたと思っのですね。その中でこれは駄目だったとか分から

なかったというのがあったら教えてください。

(司会者)

最初に検察官が多分いろんな色がついた、イラストみたいなものが入っていたり、何か矢印とかいろいろな図面で書いてあったようなものが皆さんに出されたと思うのですが、この内容がしっかり理解できたのか、それを見てしっかりこの事件がどういうものか把握できたのかという辺りですかね。皆さんにお聞きしたほうがよろしいですかね。

(検察官)

駄目だっていうのがある方だけで良いのですが。

(司会者)

駄目出しをしてほしいというのが検察官の意向みたいですが。皆さんどうですか、そこら辺は。ここはこうした方が良くとか。4番の方。

(4番)

資料はよくできていたと思います。分かりやすいし。結局我々素人が分かりやすいってことは、その裏方さん含めてですね、相当に中身を分かりやすく砕かれたわけですから。その目に見えないところで、いろいろ努力されているのだろうなと思います。ただ一点細かい点を言いますと、ある検察官の方の声がちょっと早口で小さかったのでもっと聞きづらかったかなってところがあります。資料そのものは分かりやすかったです。

(司会者)

要するに検察官があの中でこの裁判の対象になっている事件はこんな事件なので、この事件の問題点はここなのですよという、見立てを披露する場所なので、それは理解できたというふうにお聞きしてもよろしいですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

どういう事件で、どこが問題点になっているのかを検察官の冒頭陳述を見て聞いて分かったかという辺りのことを、他の方にもちょっと伺いたいと思います。今度は、6番の方から逆に聞かせていただけますか。

(6番)

確かにあの資料すごく便利でした。その裁判中ずっと持っていたぐらいの資料でして。ただ当然といえば当然なのですが、弁護士側の意見もまた何か出てくるのですが、そっちとフォーマットが全然違うので見比べたりとかできないのですよね。なので、検察側と弁護人側でどこに差異があるのかっていうのは、いちいち自分たちで探さないといけないといえますか、そういうのが分かりにくかったと思いますね。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方はいかがですか。

(5番)

確かにそうですね。6番の方が言われたとおり、比べてみるものとしては分かりづらかったのかなと。ただ、あの紙自体はポイントとして赤で塗っていたりとか、大事なところは強調していたので非常に分かりやすいっていうのはありました。

(司会者)

要するに弁護人の主張と検察官の主張との食い違いとの部分がはっきりと浮き上がっていなかったという形ですかね。ありがとうございました。3番の方、冒頭陳述に関してはいかがでしょうか。

(3番)

検察側から出てきたのは2回もらったのですかね。最初の説明と、それから弁護人に対する反論の部分と、2枚もらったと思うのですが。非常に説得力というか詳細な論理的な資料だったと思います。ついでに言っちゃうと、やっぱり弁護人と検察の説得力の差っちゃうのが非常に評議に響きますね。私の場合は、その裁判がどうだったかなというとなんか弁護しにくいのかなと思ったけど、弁護人の方が説得力

なかったですね、非常に。それが最後の結論にも結構響いたんじゃないかなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方はいかがですか。

(2番)

あれを見て事件の内容が詳しく分かることができるという点では良かったんじゃないかなと。あと、弁護人と検察官の方の主張が殺人と傷害致死罪と違いますよね。弁護人っていうのは被告人を弁護する立場なので内容がちょっと違うのですけれども、その辺を2つ合わせるっていうのも、あの程度で良かったんじゃないかなと、そういうふうに感じました。

(司会者)

ありがとうございました。1番の方はいかがでしょうか。

(1番)

資料に関しては、やはり検察官の方が出していただいたものの方が分かりやすかったと思います。弁護人の方から出された資料は簡単に書かれていたような記憶があるのですね。詳細に書かれていたのがやっぱり検察側の方だったと思うのですけれども、食い違いですとか分からないところはもう評議の時点で裁判官の方からいろいろお話をさせていただいたり、そこではっきりと見えてきたっていうのがあります。

(司会者)

ありがとうございました。弁護人の立場から今の辺り何か聞きたいことありますか。

(弁護士)

冒頭陳述に関しては弁護人側が、結構厳しいことを今までも言われています。というのは、冒頭陳述というのは、そもそもストーリーをこう述べるっていう役割を持っていて、それってやはり立証する検察官の役割なのですね。今までは弁護人に

は自白事件が多かったりっていうこともあって、ああいうプレゼンをする機会もなかったのと、あとはどうしても防御するっていう立場上、あまり検察みたいに詳しくストーリーを述べる必要がなかったり、あるいはポイントだけをここがポイントですよっていう設定をする形で、比べてしまうと厳しいところがあるのですが、それでもやっぱり弁護側はこのままじゃ良くないということは考えていて、最近では検察官みたいにA4の紙とかを、さっきフォーマットが違うと言っていたのですが、検察は組織で作るのですね。弁護人は各人がもう、それこそ手書きで書くんじゃないかという勢いで頑張っってよろしくやろうとは思ってやっているのですが、今回皆さん、弁護側からも資料、最初に冒頭陳述で配られたと思うのですが、例えば文章だけで書いてあったとか、あるいは弁護側も絵書いてあったり、矢印が書いてあって分かるように何とか努力をした形跡みたいなのは認められましたかね。それともう、検察の方が良すぎて覚えていないとか、それでも構わないのですが。

(司会者)

皆さん、弁護人が出したのが、やっぱり要領良く図解でまとめたようなものだったのか、ただ単に文章で書いてあったとか、その辺のところは記憶ございますか。2番の方。

(2番)

検察官の出したのは意外と区切りをつけて端的にこう書いてあるのですが、弁護人のは何か箇条書きでザーッと書いてあるので、もうちょっとコンパクトにまとめたらどうかなと、そうしたら分かりやすかったんじゃないかなと感じましたね。

(司会者)

確かに私の方にいただいた資料も弁護人の冒頭陳述書は文章でずっと書いてあって。

(裁判官)

クラシックなスタイルですね。

(司会者)

ずっと文章で書かれたのを読まれると頭に入りにくいですかね。

(2番)

入りにくいし、何か分かりにくいっていうか、もうちょっとコンパクトに分かりやすく書いた方が。

(裁判官)

ほとんどはそうですけれども、検察庁の出してくる冒頭陳述は今ですとA3 1枚、2つにたたむとA4になる、あのサイズのものに見開きで収めるように書いてあるのですよね。2番さんの事件に私も参加していたのですけれども、弁護人の冒頭陳述が文章式で7ページあるという代物でしたので、確かにちょっと見比べると分かりやすさに差異が出るのかなという感じがしますね。

6番さんがおっしゃっていたフォーマットが違うという、要するに何を目指しているのかが違うので、その文章のスタイルも違ってくるのですけれども、考える側としてはできればよく新聞の裁判報道何かで出てくるような、ある争点に対して検察の主張はこう、弁護士の主張はこうっていうふうにきれいに對比されていると、要するに裁判員、裁判所の判断としてはこうっていうふうに結論を出しやすいというか、そういうふうなお考えがあって言われたんじゃないかなというふうに想像したのですけれども。

(6番)

そうですね。本当に見比べるっていいですか比較する、どっちがより論理的なのかっていう、かたや絵できちんと説明している、かたや文章だけってなるとやっぱり、読解力にもよりますから、そこで差が出てくるのはちょっとどうなのかなっていう、その個人でやっているっていう事情もちょっと聞いていましたので、仕方がないのかなとは思いますが。

(司会者)

あそこを検察官と弁護人で示し合わせてこう分かりやすいように双方でっていうのは難しいですかね、やっぱりね。

(弁護士)

あの冒頭陳述の紙自体は弁護人もあの場で見えるものなので、どういうものが出てくるっていうのは分からないですね。ただ先ほど、7ページの冒頭陳述っていうのをいまだに弁護人側が裁判員裁判で出しているっていうのを聞くと、まだ本当に弁護人側もですね個々人でやっているとはいえ、勝手勝手にやられちゃうとそれが被告人の不利益とか、いや裁判員裁判全体の制度に良くないっていうところでアナウンスはしてはいるのですが、やっぱり届いていないのかなっていうことが今日分かりました。

(司会者)

検察官の冒頭陳述の紙については割と評判が良いような、今までの意見交換会でもそうだったのですが、一つお聞きしたい点があるのですが、多分裁判の中で裁判官も説明していると思うのですけれども、冒頭陳述っていうのは検察官が描いたこの事件の構図であって、検察官の意見である。要するに、まだそこでは証拠が出てきていないわけですね。証拠はその後から出てくるわけなのですが、この冒頭陳述が頭に残っていて、事実認定がその冒頭陳述に引きずられちゃったってことはないのかなと、証拠を見る前にああこういう事件なのだというふうに頭に刷り込まれちゃったとかいう、そういう危険性はなかったのかなっていう、そこがちょっと心配な気がしているのですけれども、検察官の単なる主張と証拠っていうのは区別できましたかね。そこら辺皆さんいかがなところかお聞きしたいのですけれど。1番の方いかがですか。

(1番)

それは大丈夫でした。やはり評議の前にそういうものであるということは説明を受けたので、参考っていうか両方の意見があるというところで、証拠が出てきてっていうことは聞いていましたので、それによって左右されるということはありません。

(司会者)

裁判官がその点はきちんと説明したということですか。

(1 番)

はい、フォローしていただきました。

(司会者)

2 番の方どうですか。

(2 番)

裁判の中では証拠品というのではなくて。皆何か被告人が全部分からないようにしたみたいですけどね。それで、でも被告人は自首してきたわけですから、もう検察官の言っていることはすべてなのかなっていう先入観は持ちますよね。証拠はないのですけれどね。本人が自首してきたっていうことで。私の裁判はそういうふうにして常に、もう証拠品がなくても自首してきたっていうあれで話が進んだかなっていう、そういう感じですね。

(司会者)

証拠の関係では書類はたくさん出てきたのですかね。あんまり出てこなかったですか。

(2 番)

いや書類も出てこなかった。殺人で使った刃物も出てこないし。

(裁判官)

おっしゃっているのは刃物。長い、こう日本刀みたいなものなのですけれども、それが出てこなかったというのがちょっと印象に残られているのかなと。多分、証拠書類そのものはですね現場の写真とか見取り図とか、それから被害者の遺体の写真だとか、そういうものは出ていたと思うのですけど。

(2 番)

ああ、あの言い争いしていた、近所の人が聞いていたとか。

(裁判官)

そういうのとかですね。本人の言い分そのものはもう被告人質問を実施して、そ

の後もう検察官の方で多分撤回したんじゃないかと思うのですけどね。供述調書自体は。そういうことで、その証拠が出てないっていう印象があったのではという気がします。

(司会者)

でも、検察官が冒頭陳述でああ言っているからこうなのだろうというような感じはしちゃいましたか。

(2番)

しちゃいましたね。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方はどうですか。

(3番)

裁判そのものがあまり事実認定で争いもほとんどない、要するに量刑どうするかという、弁護人は執行猶予付けてほしい、で検察は実刑5年という、その間の情状酌量をどれだけ入れるかっていう、そこだけの話だったので。証拠そのものは、個人的にも、これに対するエビデンスは何かというのは常に意識としてはありましたから、そこは確認しながらできたと思います。

(司会者)

冒頭陳述と証拠は確実に分けて考えて。

(3番)

証拠とか証人とかですね、その辺は分けて考えられたかなと。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方はどうですか。冒頭陳述に引きずられちゃったみたいな。

(4番)

引きずられたっていうか、評議室でいろいろざっくばらんな話ができますよね。裁判長さん以下9人でやるわけです、補充の方おられたので10人でやったのです

けれど、そこでの確なサジェスションいただけるので、検察官に引っ張られたとか、私個人じゃなくて他の人も含めてほとんどなかったと思います。

(司会者)

冒頭陳述でこう言われたのだからこうじゃないかとか、そういう形にはならなかったということですかね。

(4番)

結局先ほどもちょっと言いましたように、赤信号がどうこうとか、何秒後にそういう色が変わるとかですね、いろんなそういうところは細かい議論もしましたが、その検察官の数字そのものが問題でしたが、それは特に印象はなかったですね。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方いかがですか。

(5番)

私も、裁判官の方が結構細かくいろいろ教えてくれたので、それに、何か言ったとしてもそれはこういうことで違うのですよっていうのは訂正っていうか、その意見はどんどん出してもらって構いませんということで言えたので、その辺でどうこうっていうのはなかったと思います。

(司会者)

引きずられちゃったとか、そういうことはないですか。

(5番)

ないです。

(司会者)

6番の方はどうですか。

(6番)

微妙なところですが、結局今思い出すと、その検察側の出したものに、それにどんどん証拠が乗っていくっていうような形、話も検察側の出した資料になっちゃっていたので、引きずられたといえば引きずられましたね。

(司会者)

形としては冒頭陳述に書いてあるものがちゃんと証拠で裏付けされているのかっていう確認をしていったってということですかね。

(6番)

ああ、裏付けされていますねっていう、もうストーリーが本当に検察側のそれで固定されて、証拠を固めていくっていうような。

(司会者)

一応証拠は確認されて。

(6番)

確認はしました。

(司会者)

冒頭陳述に書いてあることは証拠があるから本当なのだという作業をしたっていうことですかね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

分かりました。ありがとうございました。

(裁判官)

印象的には多分罪体にあまり争いがない事件ですと、検察官の冒頭陳述の細かい事情についても書き込んであるので、ストーリーが分かりやすいといえますかね、裏付けになる証拠もあるし。実際にも時期にもよりますが冒頭陳述のフォーマット自体もだんだんに変化してきて、どんどん見やすくなってきているのですよね、あとの時期のものほど、そういうような傾向があつて。ただ要するに事実シリアスな争いがある。誰が火をつけたとか、誰が赤信号無視があつたかとかっていうような事件については、その事実の争いが争点になっているという事件に関しては多分、節度を持って書かれているのかなというふうな印象があります。ただ弁護人

の冒頭陳述っていうのもやっぱり時期にもよりますけれども、先ほどの7ページっていうのは去年の大分早い時期のものですけれども、だんだん見やすい冒陳が増えてきている、論告もそうです、弁論要旨もそうですけど、見やすいものが増えてきているような印象は受けます。

(司会者)

冒頭陳述のあとの立証活動の点について、当事者の方から何か裁判員経験者の方に伺いたいようなこととかありますか。

(弁護士)

弁護人側から聞きますけれど、いろいろ証人とか被告人の話を直接法廷で聞いたと思うのですが、主尋問、反対尋問という形で弁護人側から先に聞く、あるいは検察側から聞くと、そういうのを法廷で基本的に補充尋問みたいな形で裁判員の方、あるいは裁判官というのは最後に聞くことになるので、上から見ていてですね、検察官とか弁護人の何が聞きたいのか分からないとか、そういうことがあったのか否か、質問の意図が分からないとか、そういうことがあったという経験があったら教えていただければと思います。

(司会者)

当時のことを思い出して、何のためにこんなこと聞いているのだろうとか、疑問に思うような質問とかありませんでしたか。

(弁護士)

何だったら私が聞いた方が分かりやすいんじゃないかぐらいのことでも良いのですけど。

(司会者)

何でこんなこと聞くのだろう意味が分からないとか、そういうことはなかったでしょうか、皆さんの中では。

(1番)

それはなかったと思います。まるっきり検察側と弁護人側とストーリーが違うの

ですね。本人は寝ている間に起きたことだと。睡眠導入剤とかっていうのを日ごろ使っているんで、その間のことで覚えていないという弁護側のストーリーと、防犯カメラですとかに詳細に映っている検察側の意見でしたので、聞きたいことっていうのは、全然違うことでしたのでよく分かりました。

(司会者)

どういう意図で聞いているのかっていうのは。

(1番)

分かりました。

(司会者)

他の方はいかがですか。その辺はちゃんと、どういうつもりで聞いているのかっていうのは、特に疑問に思った点はないってお伺いしてよろしいでしょうか。

(3番)

キーマンかなって思われる、その犯行現場にいた人、被告人の友人だったのだけど、その人何で呼ばないのかなというのがありましたね。その人には裁判員からもちょっと聞きたいというか、そういう意見もあったのです。調書は取っているのですけども、ちょっと調書の内容だけではよく分からない点もあって、そこがちょっと確認したかったなというのがありました。

(司会者)

証拠書類は出ていたわけですね、その人の話の内容の。

(3番)

ええ、出ていましたが。

(司会者)

その人の話を直接、法廷で聞いたかったということですか。

(3番)

はい。

(検察官)

それはですね、証人が怖がっていてですね、本人の前で話したくないっていう話をされていたのですよ。で、縁を切りたいっていう話で、弁護人もそこは争わないっていうお話でしたので、今回は出なくて済みますということなのですよ。

(裁判官)

是非に必要であれば遮へいするなり、ビデオリンクを使うなり、方法がなくはないわけですがけれども。

(3番)

現場におりましたからね、その人は。そうするとやっぱりかなり重要な証人なのかと思いましたけど。

(裁判官)

人証化の問題とかぶるんですけれども、調書に弁護人が同意っていう証拠意見出していると基本的には呼ばないのが今までの例なのですけれども、でも、調書が出ていてOKになっているけれども是非この人の話を突っ込んで聞いてみたいというふうに思われるケースっていうのはやっぱりあるのでしょうかね。

(司会者)

他の方もそういうケースがあったのかどうか。1番の方もありましたか。

(1番)

ありました。やはり関係者で、その事件の当日に会っているっていう身内の方がいらっしやったのですけれども、どうしてその方を呼ばないのかな、そのときの印象がどうだったのかとか細かくは書かれていなかったもので、呼ばなかったのでしょうかっていう話は評議の中で出ていました。

(司会者)

聞きたかったねというような話をされたわけですか。

(1番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。他の方はどうですか。この人はできれば法廷に呼んできてもらって話聞きたかったなというような人はいらっしゃいましたか。他の方は特に。

(2番)

特にありません。

(司会者)

はい。ありがとうございます。検察官の方はよろしいですか。

(検察官)

一点だけですね。あったかなかったかとか、犯人か犯人じゃないかとか、襲われたのか襲われてないのかとかですね、あと病気なのか病気じゃないのかっていう、その事実関係に争いがあると、検察のストーリーと弁護人のストーリーがぶつかる、その場合にどっちが正しいかとかっていうのを直接見た人を呼んで聞くっていうのは大事なことだと思うのですが、例えば犯人がやりました、事実間違いありませんって言っている事件で、やったところを見ていた人とか、その被害にあった人とかっていうのを、わざわざ来ていただいて、その被害をまた言うというのは、なかなかその体験された方の事情もありますし、もう一回何で言うのっていう気持ちもあるので、そこら辺の負担とかですね、争いのない部分をじっくりやるのではなく、争っている分、例えば事実間違いのないのだったら刑をどうするのかと、それにとって重要なのは犯罪見ていた人ではなくって、身内の人だとかお医者さんだとかっていう、そのポイント部分についてはですね、きちんと立証しようと、ポイントじゃないところをきちんとしないわけじゃないですけど、証人の負担というのがありますので、別に全部書類で済ませようとかっていうことではないですね、呼べる人は。しかもそれは弁護人が同意している話なので、この人は書類で済ませましょうという話なので、そこは御理解いただけたらなと思います。

(司会者)

そういう前提でも聞きたかったのですか。

(1 番)

争っていたので、やはりもう聞ける人には。本当にその人の一生を左右するとい
うか、そういうことを決める場ですので、疑問を残したままにしたいわねっ
ているのは、ありましたね。本当、会ったときはどうだったのだろうかとか、やっ
ぱり聞きたかったなって。何で呼ばないのかな、とは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。それから最近問題になっている遺体の写真の扱いとかの
問題なのですが、本日いらっしゃった事件の中でも2番と4番の方の事件は人が亡
くなっているのですけれども、この遺体の写真とか何かはありましたか。2番の方。

(2 番)

ありました。

(司会者)

それは、どんな写真でしたか。

(2 番)

全裸で一応横たわっている、解剖したあとの写真でしたね。特に別に何の違和感
もなかったですけどね。

(司会者)

ショックとか。

(2 番)

やっぱり、証拠品としては、必要じゃないかなと思って。

(司会者)

他の裁判員の方の様子とかいかがでした。目をそむけていらっしゃる方とか。

(2 番)

そういう方はいなかったみたいですね、皆。女性が多かったんですけど、あのと
きは。体がぐちゃぐちゃになっているとかそういうんじゃないので。ただ全身刺青
していたような人だったのでね、何かよく分かりにくいかなとは思ったのですけれ

ど。

(司会者)

刃物の傷か何かがあったわけですか。

(2番)

そうですね。腰から胸まで貫通したっていう。

(裁判官)

そうですね。腰から入って胸まで届く。

(司会者)

こう生々しいような写真はなかったのですか。

(2番)

そんなに生々しいっていう感じではなかった。

(裁判官)

遠くからこう全身が見えるような写真が1枚、あと傷のところの写真があったか
もしれません。

(2番)

ええ。そうそう。傷口のところの写真。

(裁判官)

傷口の刀創の形が分かるようなものですよね。

(検察官)

ちなみに傷の場面、解剖台の上に乗った全裸の表と、おなかの部分と背中の部分、
それから傷のアップ、さらには内臓が損傷していました。もう肝臓に穴が開いてい
るとかっていうので、肝臓の写真と脾臓だか腎臓だかの写真、それも切れていたと
いう写真。それから駐車場で御遺体が発見されているのですが、発見時、服を着て
駐車場でトラックの横に倒れている状況の写真も証拠としてお出ししています。

(司会者)

それは結構ありましたね。

(裁判官)

その被害者っていうのは実は全身刺青もそうなのですけれども、被告人の弟分ですごく関係が深い人だったので、なかでもみぞおちのところに、被告人の名前をこう刺青でここに入れているっていう、ちょっと変わったことをしていた人だったので、そういう状況も写真がないとちょっと分からない話なので。

(2番)

非常に分かりやすかったと思いますね。

(裁判官)

そうですね。

(2番)

特に違和感はなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方は遺体の写真とか出てきましたか。

(4番)

出てきました。実際画面に色がついているようなですね、打撲の、正面の写真が出てきました。それでも良かったのは裁判長の方からですね、これ見るのは義務じゃないと、初めから見たくない人は目を閉じていてくださいと、前もってですね、そういう話きちっと言われて、私たちのメンバー女性の方が多かったのですけれども、裁判長がきちっと事前に絶対見なさいでなくて、見たくない人は見なくて結構ですと注釈つきで見ましたので、私は見ましたけれども。非常に良い対応だったんじゃないかと思います。

(司会者)

そうすると御覧にならなかった方もいらっしやったのですかね。

(4番)

それは分かりません。私きよろきよろはしていませんので。それは何とも私の範囲から言えませんね。ただ見なくても良いですよというポイントはありましたから、

やはり全員皆さん見てくださいというよりも私自身としては良かったと思っています。私は見ましたが他の方はどうかは、ごめんなさいちょっと分かりません。

(司会者)

その後でこう、ちょっと具合悪くなったみたいな話もなかったですか。

(4番)

ありませんね。私は見なかったよなんて言って回る人もいないし、分かりませんね、だからそれは。

(司会者)

4番の方自身は遺体の写真を見て特にショックを受けたとかそういうことはないですか。

(4番)

遺体の写真ではないのですけれども、それから後の車の運転が、自分自身が半世紀以上安全運転していますけど、さらにその慎重さが増したぐらいで、家族から運転が遅いのには危ないよって今言われていますけれど、そういうメンタルな面は受けましたが、遺体そのものでですね、ショックで夜も寝られないということにはなりませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。他の方の事件では人が亡くなってらっしゃらないので、遺体の写真というのは証拠で出てこなかったと思いますけれども、もしそういうようなのが出てくるような事件だとして、写真見なきゃならないとかいうこと想像してみたら、どんな感じですかね。1番の方どうですか。

(1番)

でも、この裁判所に入ってくる時点で何か自分の人格が変わるような気がするのですね。証拠品とかになるようなものはちゃんと見なくちゃいけないっていうふうに多分思うのだと思います。ただ自分がそれによってどうなるかは分かりません。

(司会者)

やっぱり見たくないとかいうのはありますか。

(1 番)

見たくないって、それは見ない方が良いですけども、でも見なくちゃいけないのかなって気はします。殺人ではないのですけれども、やはり法廷で被告の方ですとか御家族の方ですとかの顔が時々出てくることはあります。最終的にどうか、どういうふうになったかというのは裁判所の方にお電話すれば聞かせてもらえるというお話だったのですけれども、あえてしませんでした。また思い出すような気がして。やはりこの機会に参加したのは、そういうことも言っていった方が良いのかなと思ひまして、今回参加させていただくことにしたのですけれども、やはり何かのときに顔を思い出すことがあります。

(司会者)

ありがとうございます。3 番の方はいかがですか。もしそういう場面に自分が遭遇してしまったらどうだろうなという辺りは。

(3 番)

正直見たくはないですけど。見る必要性がね、それ自体が証拠であればやっぱりちゃんと直面しないといけないでしょうねとは思ひます。男ですから大丈夫だろうとは思ひますけどね。

(司会者)

5 番の方いかがですか。

(5 番)

一応、何ていうのですかね、アメリカのドラマとかでもあるような、ああいう死体の写真なのかなとは思ひながらも、見なきゃいけないというのであれば、ちゃんと見ないと検証もできないのかなっていうのがあるので、それは大丈夫ですね。

(司会者)

大丈夫ですか。6 番の方いかがですか。

(6 番)

私も大丈夫ですけれども、やっぱり4番の方も言っていましたとおり、あらかじめ了承するというのは重要だなとは思いますがね。本当に見たくない人もいますので、そういう人らを考えるとあらかじめ了承を取る、本当に大丈夫ですかということ聞いた方が良くと思いますね。

(司会者)

ありがとうございました。すると、必要なのだということで証拠として見てくださいと言われたら、見ざるを得ないというような感じですかね、皆さんね。見る必要性があまり高くもないのに見せられるとしたらたまらないな、みたいな感じですかね。

(検察官)

その必要性の件で1点だけお聞きしたいのですが、殺人事件とか交通事故とか、それで人が亡くなっている事件の場合に、亡くなられたとかいう事実の証拠として御遺体の写真が出るということは、これは立証する上で、その事件を知る上で必要だと思われるのか、イラストとか何か報告書で、お医者さんが亡くなられましたと報告書で、それで良いじゃないと思われるのかについては、どのようなお考えでしょうか。

(3番)

やっぱりそこが疑問でしたね。そんなリアルなカラーのね、切られたところ、内臓が出ているような写真を見る必要があるのかと、そこに事実の争いがなければ単なるそのポンチ絵でも、ここが切られていたとか、その程度で私は良いんじゃないかなというふうに思いますけどね。あるいは医者の方の検死調書、十分だと思いますけれど。

(司会者)

他の方はいかがですか。

(4番)

ひき逃げ事件で、被害者の方が亡くなっているわけですよね。それはもうはつき

りしているわけで。だからその方がどうこうっていう問題でなくて、私の事件のケースは全員に見なさいという必要はないと思います。明らかにひき逃げで死亡しているっていう事実ははっきりしているわけですからね。見たからどう亡くなられたのか、本当に可哀想だなんていう思いがものすごく出てくるわけで、だから先ほど言いましたように見たくない人は見なくて結構ですというやり方が次善の策として非常に良かったと。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方の事件は殺意を持って刺したのかどうかというのが争いになっていた事件だったと思うのですけれども、その遺体の傷とか何かの具合とか何かで殺意認定に必要だったかとか、っていう辺りは。

(2番)

それは事実かどうかみるのにはやはり必要なんじゃないかなとは思いますがね。見たくない人は4番の方がおっしゃるように、見たくない人は見なくても話を聞くだけでも良いと思うのですけど。

(司会者)

その事件においては、2番さんの事件においては見る必要があったというふうにお考えですか。

(2番)

あったと思いますよ。本人は正当防衛でやったという話なので。刺し傷を見ることによって、やっぱり殺意があってやったって何かそういう見分けをするに必要だったんじゃないかと今は思いますね。

(司会者)

ありがとうございます。他の方はこの点について何か御意見ございますか。よろしいですかね。

(裁判官)

もし、選任前に説明があったりとかしたらどうでしょう。

(司会者)

選任手続ですね、要するに抽選で選ぶ前に事件についてこういう事件ですという最初に説明がありますよね、オリエンテーションで。質問を受ける前に、質問手続の前に。あの段階で、この事件ではこういう御遺体の写真が証拠に入っていますというようなことは最初に教えておいてほしいですか。

(6番)

そうですね。教えてほしいですね。

(司会者)

6番の方はそうなのですね。他の方は、1番の方もそうですか。

(1番)

教えてほしいと思います。

(司会者)

他の方はいかがですか。

(2番)

教えていただいた方が良いのかなと。

(司会者)

他の方も同じ感じですかね。もし教えてもらったとして、そういうのがあるのだったら辞退したいというような気持ちにやっぱりなりますかね。どうですか。この事件では、御遺体の写真が証拠に出てきますって、そういうふうに事前にいわれたら、裁判員になるの辞退したいと思うのか、いやそれでも自分はやるぞというのか、もう率直な直感で構わないので、それでもやる、そういうこと言われてもやるぞと言われる方、手をあげていただけますか。

(2番ないし6番挙手)

(1番)

その時点で見たくなければ見なくても構いませんということがあれば大丈夫だと思います。

(司会者)

1 番の方はそうなのですね。2 番から 6 番の方は手あげられたので、そう言われても一応必要ならば見てもというお考えですか。

(3 番)

私個人は大丈夫だけど、絶対駄目だという方がおられると思うのですよ。やっぱりそういうのは。その人はやっぱり、その辞退を認めるべきじゃないかなとは個人的には思いますけどね。

(司会者)

はい。他の方もそうですかね。自分は大丈夫だけれども、やっぱりそういうように弱い方とか、そういうグロテスクなものとか、あるいはむごいものは見たら辛いと思われる方はやっぱり辞退認めてあげてほしいというような、皆さんそんな感じですか。

(2 番)

そうですね。

(司会者)

じゃ皆さんそんな御意見だというふうにお伺いしておきます。証拠調べというか、法廷での手続きについてあと何か、よろしいですか。特にないですか。弁護士の方から。

(弁護士)

先ほどのちょっとまた証人尋問に戻ってしまうのですけれど、弁護士によっては、尋問事項書みたいなものを配る弁護人もいるのですよ。次こういうことを聞いていきますっていう項目だけを書いて、こんなような感じの流れで聞いていくので、注意してこれに沿って聞いておいてくださいみたいなメモが配られたのか配られていないのか、あとはそれが役に立った、むしろなかったらそういうのがあった方がああ今ここを聞いているのだとかで分かりやすかったなとかいうことで、ちょっと聞きたいのですけど。

(司会者)

覚えていらっしゃるでしょうか。弁護士の方から証人尋問の際、こういう項目のことを聞く、こういう項目のことを聞くと紙が配られたかどうかと。覚えてなかったら覚えてなくて構いませんが。1番の方から順番にちょっと。

(1番)

あったと思うのですけれども。確かあったと思います。

(司会者)

あった方が。

(1番)

あった方が良いですね。

(司会者)

メモとか取られましたか。

(1番)

はい。

(司会者)

やっぱりメモを取った方が頭に残る。

(1番)

残りますね。

(司会者)

別にメモを取ることを強制されたわけではないのですよね。

(1番)

ないです。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。2番の方覚えてらっしゃいますか。

(2番)

ちょっと覚えていないのですけれども。そういう項目があった方が、項目だけで

もあれば良いんじゃないでしょうかね。

(司会者)

もしそういう紙が配られたら自分でメモとか取ると思いませんか。

(2番)

現に取っていたので、取ると思いますね。

(司会者)

3番の方いかがですか。

(3番)

確か証人尋問のときはそういうのはなかったような。

(司会者)

被告人質問のときとかはどうですかね。

(3番)

被告人質問のときもそういうメモは配られてなかったですね。あった方が良いのか、あるいはやり取りでこう変わってきますからね。そういうの元々あったとしても。あまりストーリーにあるよりは答えによってこう質問変えたりされるでしょうから。あまり必要性を感じないですけどね。

(司会者)

大きな項目ですよ。例えば被害者との関係みたいな項目があって。

(3番)

ええ。何を証明しようとしているのかっていうことは、口頭で最初に言ってもらえればそれで良いんじゃないかなと思いますけど。

(司会者)

分かりました。4番の方いかがでしょう。

(4番)

私も紙が配られたかどうか、今はっきり覚えていません。その項目だけならあまり必須とは思いませんけれども。

(司会者)

特に必要性を感じない。

(4番)

はい。

(司会者)

5番の方はいかがですか。

(5番)

すみません、私も覚えていないのですが、ただ資料は結構あったので、その中にもしかしたらあったのかも知れないのですが、ちょっと記憶にないですね。

(司会者)

証人尋問のときにメモを取られていましたか。

(5番)

メモは一応取って、はい。

(司会者)

もしそういう項目の紙が配られていたら、それに書き込んでいたっていう形になりますかね。

(5番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方はいかがですか。

(6番)

私もちょっと記憶があやふやなのですが、確か検察側から出たような気がします。本当に番号の連番で、あとその番号に関連付いて、その書く場所みたいなメモ用紙。

(司会者)

表になっているものですか。

(6番)

だったと思いますね。

(検察官)

証拠がこう1番からバーって書いてあって、こっちに何かスペースがある大きいメモじゃなかったですか。

(6番)

だったかもしれないですね。あれはよく使いましたね。弁護士側からは本当に1枚ぐらいしかもらえなかったような。ちょっとあやふやですけど。

(司会者)

証人尋問とか被告人質問の際に弁護人からこういう項目について質問していくというような紙があったら、有益ですか。

(6番)

あった方が良くと思います。

(司会者)

裁判官の立場としても、あった方がありがたいでしょうか。

(裁判官)

最近確かに尋問事項書っていうのは裁判員裁判以外の事件でもほとんど出てこないのですよね。この人を証人に申請しますっていう手続きをするときに、その証人を採用する必要があるかどうかっていうことを決めるために、何を聞くのかっていうのをあらかじめ知っておく。そういう手続きの中で、必要になっていた書類なのですね。ただ、実際にあると、あって適当にスペースが切つてあるとメモを取るときには非常に取りやすくだらうなという気は確かにしますよね。通常事件でも是非。

(司会者)

通常事件でも是非お願いしたいと思います。あと項目を移るときに、じゃ2番目の項目にいきますって言ってから質問してほしいですね。

(弁護士)

そうですね。

(司会者)

最初の項目を必死に取っていたらいつの間にか次の項目にいつにいつというの
がよくあるので。

(弁護士)

はい。

(司会者)

裁判員経験者の意見交換会なのですが、ちょっとすみません。裁判官個人の意見
を言わせてもらいました。

(弁護士)

フィードバックをさせていただきます。

(司会者)

あと法廷での手続きに関しては他に何か。よろしいですか。では評議の方の問題
に移りたいと思うのですけれども、当事者の方は実際に評議を見られないので想像
するしかないかと思うのですけれども、評議に関して当事者の立場から何か質問等
はございませんか。よろしいですか。事件によって評議の長さがかなり違ったと思
うのですけれども、時間は十分であったのかという点と、あと自分の意見が言えた
のか、言える雰囲気だったのかとか、そこら辺のところをまずざくっとお聞かせ願
いたいのですが、これ全員聞きたいっていうか、逆に6番の方から順番に。

(6番)

時間的にいうと全然足りないですね。

(司会者)

足りなかったですか。

(6番)

本当に短い。1週間。最後の評議も割れていたのですよね。ただ、それを時間が
ないからっていつにいつ裁判官の人からせかされて、もうこれでいきましょう、みたい

な判決を出したっていう。今12日やった方いるって話聞いて、なぜ延ばすっていう選択肢を言われなかったのかってすごく疑問に思いましたね。

(司会者)

要するに当初の予定ではこの予定だけれども、もう十分議論するためにはその予定を変更して判決の言い渡し期日を後ろにして、もっと評議をやった方が良かったと。

(6番)

そうですね。本当にもめていたのに、なぜそこで切ったのかって今でも聞きたいくらいだったところですよ。

(司会者)

評議では自分の意見っていうのは言えましたか。

(6番)

それも、そこまで言えなかったですね。自分ちょっと結構どんと言うタイプなんですけど、やっぱりそれが裁判官の人から見たら、ちょっとおかしいのかどうか分からないですけど、何か批判的なこと言われていたりとか結構したのですよ。それも委縮していますし。

(司会者)

すると、もうちょっと議論したかったっていう。

(6番)

そうですね。きちんと議論して全員が納得するまではいかないにしても、ある程度まあ仕方がないなって思うぐらいの議論はしたかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方はどうでしょうか。

(5番)

内容によってもあれなんですけど多分、犯人というか被告人の方も認めちゃっているんで、評議自体はいろいろ話をして裁判官の人もいろいろ教えてくれて。

(司会者)

そもそも刑をいくらにするかっていう話。

(5番)

そうですね。そっちの方が長くやったので。でも意見はもう皆さんいっぱいしゃべっていましたので。

(司会者)

懲役何年と決めるわけですね。

(5番)

はい。

(司会者)

最初から一致して何年っていうように決まるわけじゃないと思うので、いろいろな意見が出て、だんだん収束していく形だと思うのですけれども。

(5番)

そうですね。

(司会者)

結局皆さんで意見を出し合って、まとまっていたっていう。

(5番)

そうですね。

(司会者)

時間は十分にありましたか。

(5番)

時間は十分にありました。

(司会者)

自分の意見は言えましたか。

(5番)

いっぱい言えました。

(司会者)

分かりました。4番の方はどうでしょうか。

(4番)

裁判官の3人の方は、年齢構成も含めて非常にバランスが取れていてですね。私も裁判員が6名と補充で7名いましたけれども、年齢構成も私が多分最高齢だったと思いますけれど、若手から壮年、非常にオープンな雰囲気、どんどん裁判長の方にも質問できましたし、的確に答えてもらいましたし、バランス良かったと思いますね。そういったことでオープンな雰囲気非常にプロの裁判官の方が良かったし、裁判員のメンバーもよくまとまっていたと自負しています。私もいろいろ年数を決めるときにも、きちっと意見を言いましたし、それも配慮してもらいましたし。

(司会者)

時間的にも十分な長さありましたか。

(4番)

適切だったと思います。それ以上長くも必要ないと思います。ちょうど良かった。

(司会者)

4番の方自身も自分の御意見は。

(4番)

言いました。年数がなかなか決まらないとき、私も意見言いましたし、最後よくまとまったと思います。

(司会者)

はい、ありがとうございます。3番の方はどうでしたか。量刑だけということだと思うのですが。

(3番)

ええ。時間そのものは十分あったと思いますし、適切だったと思うのですが。そのときも思いましたし、今でもまだ疑問なのは、疑問というかなと思うの

は、情に流されやすいなという裁判員裁判は。何かあの、やっぱり改悛の情があったりですね、その人の家庭的な事情があったり罪を犯してもその事情を必要以上に勘案しすぎる。あるいは、反対の凶悪非道な相手に対しては必要以上に重くするとかですね。どうも裁判員裁判はその危険性がひょっとしたらあるのかなというようになことを議論の過程で思いましたね。結論は妥当なところにまとまったと思うのですが。ちょっとそこが情状酌量って何だというのをもう少しはっきり定義した方が私は良いと思いましたね。

(司会者)

そこら辺は評議の中で行ったり来たりしたようなことはありましたか。

(3番)

情状酌量, 罪と刑罰ということじゃなしに, その人の病気をどうしようかという, そっちにいつちゃっていた。ちょっと違うんじゃないかという, 軌道修正は幸いにありましたけどもね。どうも, その情状酌量というのが大岡裁判じゃないけどそっちに行っちゃうんじゃないかなという危険性は感じました。

(司会者)

評議の中でポイントがちょっと違う方向に行っていたところがあったりしたと。議論的には十分にできましたか。

(3番)

十分でした。時間は十分でした。あまり争いはなかった。

(司会者)

意見についても言われましたか。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方はどうですか。

(2番)

私の場合は、殺人なので殺意があったか、それとも揉み合っていて間違っ刺したかということで、結構どんなふうに刺したのかと、そういう議論に集中していて結構十分議論はされたと思いますね。時間もありませんし。大体その点に集中していたので。こんな刺し方で間違っ刺せるかとか、どういう形で刺したのか、みたいな、いろいろ実際にやってみたりしてね。結構議論は十分できたなというふうに思っています。

(司会者)

殺意があったかないかと、あと過剰防衛かどうかという問題と、またその後で懲役何年にするかという盛りだくさんの話があったと思うのですが、時間的に足りなくなっということはないですか。

(2番)

そういうことはないですね。ただ、懲役何年にするかというこの量刑ですね、それがちょっとどうなのかなという、法律的には分からないのですが、結構前の事例とかを参考に決めたと思うのですが、あれで良かったのかどうかは、今ちょっと疑問に思いますけど。

(司会者)

2番の方は、自分の意見は言えましたか。

(2番)

十分に言えたんじゃないかと思います。

(司会者)

はい、ありがとうございます。1番の方いかがでしょうか。

(1番)

議論は皆さん活発に意見を述べられていたし、あと争っていたので両方からの見方、被告とそれから何て言うのですか。検察の方からの見方、両方の見方から見なくてはいけないということもあったし、それから証拠も結構たくさん出ていましたので、防犯カメラを解析していくとかね。そういうことで時間が長く必要だったの

だなというのは思いました。時間的には、そうですね、争っているので本当にやったのかということではなくて、明らかにやっているのだらうけども本人が精神疾患があったりとかということもあって、その辺をどうしようかという議論が長くあったと思います。

(司会者)

評議は3日あったのですかね。

(1番)

はい、評議だけの日は1日中話し合っていました。

(司会者)

一応、3日で足りたわけですか。

(1番)

足りたかどうかは分かりません。自分としては聞きたいこととかは十分聞けたと思うのですけれども、やはり争っているということで、これが本当に良かったのか、自分としては結論を出したつもりだったのですけれども、それが本当に良かったのかということについては、ちょっとまだ疑問ですね。

(司会者)

自分の意見は言えましたか。

(1番)

自分は言えました。

(司会者)

ありがとうございました。なかなか評議をどのぐらいやるかというのは、我々も予測がつかないところで、日程を決めるときにはなかなか悩むところなのですが、6番の方からは、議論がちゃんと終わらなかつたら予定してても延ばしたらというような話もあったのですが、仕事持たれている方は日程が延びるとどうなのかという面もあると思うのですけれども、もし足りないと思ったら延長してでもやりたいというふうに皆さん思われますか、そこら辺はいかがでしょうか。やっぱり決めた

日程で終わってもらわなきゃ困るという人は。どうでしょう。

(5番)

やはりその人の人生がかかるので、それはもう延ばしてでもやった方が良いのかなと思います、私は。

(司会者)

そうしたら他の裁判員の皆さんの都合も合せて延ばす日にやるという形になるわけですかね。

(5番)

延ばせられるのであれば。

(司会者)

他の方はいかがですか。

(3番)

延ばしてあるところに収れんする見込みがあれば、私は延ばすべきだと思いますけども、その対比点がもうはっきりしていて言いたいことはもう言いつくしたと、あとはもう多数決だというのだったら延ばしても意味ないし、そのときの状況だと思いますけども、やっぱり審理は尽くすべきで中途半端で時間だからというのは止めるべきだなというふうに思います。

(司会者)

まだ議論の余地が残っている場合には、延ばした方が良くと。

(3番)

はい。

(司会者)

他の方、6番の方もそんな感じですかね。

(6番)

そうですね。延ばす、延ばさないはともかくとして、延ばすという選択肢すら外すというのは、それは間違っていると思います。

(司会者)

この中で、初めに決めた日程だからそれまでに終わらしてもらわなきゃ困るとい
うような方はいらっしゃらないですか。

(2番)

やっぱりいくら議論してもいつまでも平行線だと思うのですね。だからある程度
決めてやった方が効率的じゃないかなと思うのですが。議論を尽くさないから延
ばす、延ばすといっても、やっぱりそんなに議論をいくらやっても、やっぱり
最後には決まらないですよ。おそらくそういう議論を延ばすっていうことは。

(司会者)

さっき3番の方がおっしゃったのですが、平行線の状況であれば、多数決をその
まましちゃえば、議論がこう収れんしていくというか、議論を尽くせば一致する可
能性が残っているという状況で時間切れになった場合はどうでしょうね。

(4番)

例外的に延長することはあるかも分かりませんが、やはり基本はそのプロの裁判
官の裁判長がいて、日程を決めてどんどん議論して最終的には多数決も認められて
いるわけですね、プロの人が入ってもらえば。

(司会者)

はい。

(4番)

基本はやはり決まった日程で答えを出すのを目指して、しかし延長を一切認めな
いというのではなくて、本当にレアケースとしてですね50件か100件のうち1
つぐらい仮に延びる、そういうのは良いと思います。初めから延長あるよというの
は私は賛成しません。

(司会者)

原則はその日で終わらせるのだけれども、例外的に延ばすこともありかなという
のが4番の方の御意見ということですかね。2番の方もそんな感じですか。

(2番)

そうですね。最後には裁判長が決めちゃうとか。

(司会者)

いや、それは、裁判長が決めるわけにはいかないのですよ、やっぱり。多数決です。裁判長がいくら言っても負けちゃうことがありますから。

さて、刑を決めるときにですね過去の例だと何年ぐらいになっているという資料を多分見せられたのではないかと思うのですけれども、こういうものを見せられたことに関して何か御意見はございますか。これ皆さんに聞きたいのですが。6番の方どうぞ。

(6番)

今回それが一番言いたかったのですが、何かデータベース、ソフトか何かで、パソコンの電源入れて起動したのですが、過去に強盗でこんな刑ありました、こんな刑でしたと見せられたのですが、何と言いますか個人的には最悪だなんて思いましたね。そんな過去のものだけで決めるのだったら、それこそ事務的にやれば良いじゃないって思うのですよね。裁判員はそういうことに縛られずに、その犯罪を見て刑を決めるということなので、過去に縛られて何かするというのは、よっぽど議論が煮詰まってしまって動かないとなったら参考程度に見るなら良いのですが、自分のときはすぐに見せられて強盗の場合こうでしたよと言われて、もうそれで固定されたみたいなの。

(司会者)

どんな形で見せられました。

(6番)

何か、インターネットエクスプローラを開いて、今回の刑このケースでこのケースって何か選択肢を入れられてボタンを押すと一覧でずらっと出てくるみたいなの。

(司会者)

表か何かになっている、グラフですか。

(6番)

両方ですね。一覧とあとグラフでも出ましたね。

(司会者)

棒グラフのと表のもですか。

(6番)

そうですね。

(司会者)

こうこうこういう事案の場合は何年， こうこうこういう事案の場合は何年という表も両方見たという。

(6番)

両方見せられました。

(司会者)

分かりました。

(6番)

何か裁判員制度の根本を揺るがすようなことかなと思いますね。

(司会者)

他の方はどんな状況だった， これは皆さんに聞いていきたいのですが。1番の方は。

(1番)

私もやはり見せていただいたのですが， 最後の方に見せていただいて。やはり何にもないところから， この事件は何年だっていうふうには自分では何も分からなかったです。やはり同じ事件というのはないので， 参考資料として見せていただいて， こういう場合は何年というのが出ましたというのが分かった上で， 自分なりに今回の事件は何年になるのだなっていうふうには考えられましたけど， 何にもないところからこれは何年にしろと言われても私にはできなかったと思います。

(司会者)

棒グラフと表のは両方見ましたか。

(1 番)

両方見たと思います。

(司会者)

ありがとうございます。2 番の方はどうでした。

(2 番)

参考にはなりますけども検察官が出しますよね、懲役何年と。あれを基準にして考えたような気がします。あまり似たような事件がないので参考程度にしか見てなかったですね。法律的に分からないので何年にするかとか。検察官の出した刑に準じて決めたという感じですね。

(司会者)

グラフと表と両方見た記憶がありますか。

(2 番)

あります。

(司会者)

ありがとうございます。3 番の方どうでしたか。

(3 番)

同じです。評議のときに裁判官の方から紹介してもらいましたね。やっぱり裁判というのは判例の積み重ねですから、こういうケースの場合は何年とか、こういう場合は何年とか、やっぱりそれは参考にはなりますし、それから例えば放火の場合は刑法で死刑、無期懲役、または5年以上という、殺人より重い刑罰なのですね。

(司会者)

または同じですね。

(3 番)

まだ、八百屋お七の時代の量刑が残っているのだとびっくりしましたけど。それだけ見えていて判断したら非常に間違ったことになっちゃうので、参考になりました

ね。

(司会者)

一応、グラフと表と両方。

(3番)

はい。

(司会者)

分かりました。4番の方はどうですか。

(4番)

グラフも表も見せていただきました。結論から言えば私自身としては参考データが非常に参考になりました。1番の方が言われたように何もなしに決めなさいといっても決めようがありませんので、参考にはなったと思います。それでやはり、あまり突飛な年数とかにはならない。類似のものから類推することが可能ですので随分参考になりました。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方はどうですか。

(5番)

確か裁判官の人が、あくまでもこういう事例がありますということで、前置きで見せてもらったので普通に参考として見ていたのですが、こういうケースで何年になっていますというのをランダムにその裁判官の人が教えてくれたので、それは参考になりましたね。

(司会者)

はい、ありがとうございます。6番の方、一切ない方が良いですか。

(6番)

できればない方が良く言った方が良いのですかね。5番さんが言ったとおりランダムであれば良いのでしょうか、本当に自分が見せられたときはランダムじゃなくて執行猶予が付くか付かないかという話だったので、執行猶予が付くケースの

ときはこういう事件でしたよみたいなことをコメントされたりとか、逆に似たような事件でも付いていないのがこれだけありますよ、みたいな、もう何か誘導されているようなきらいを感じましたね。

(司会者)

ありがとうございました。大分時間も迫ってきましたけれども、あと当事者の方から何か聞いておきたいようなことがあれば。

(3番)

ちょっとこっちから聞きたいのですが。

(司会者)

どうぞ、はい。3番の方。

(3番)

これ裁判員制度そのものになるのですが、私個人からすると非常に裁判というのが身近になったし、司法そのものに触れられた非常に良い経験になったのですが、裁判そのものに役立っているのかなというのが、要するに裁判官の方から説明を受けて司法そのものの解説をやっていただいて私は勉強にはなったのですが、裁判員が審理に参加することが例えば司法の世界で判断しているよりは市民感覚を入れようということだと思っただけけれど、そういう修正機能が働いているのかなというのを、ちょっと率直に聞きたいのですが、裁判官の方に。

(裁判官)

そうですね。その評議の中で参加された裁判員の方がいろんな意見を言われるその一つ一つが市民感覚の代表とか、そういうような大上段な受け止め方ではないのですが、それは我々だって職業裁判官だから、市民感覚はないのかと言われてれば最悪そんなことはないはずだという気持ちもありますしね。ただ今まで裁判所の中で職業裁判官だけで裁判をする、合議体で3人で話をするときもあるのですが、やっぱりそれとはかなり違った議論になる。特に審理の中で、どれだけ主張だとかそれから証拠調べ、その結果なんかが事件の実態に迫っているのかというこ

とが、今までは普通にこれはこうだよねという暗黙の了解で通っちゃっていたような部分は、裁判員裁判の場合はそうじゃなくてもっと噛みくだいて分かりやすくしないと通じない部分というのはあるので、主張とか立証そのものはもう裁判員裁判以前と変わってきていると、そのことは裁判員裁判以外の裁判でも少しずつこう浸透してきているというのが今現在の状況なんじゃないかなというふうに思いますがね。私はすごく、この制度の実施前後で刑事裁判そのものは、まあものすごくドラスティックに一遍に変わったということではないですけど、少しずつ変わるきっかけになっているんじゃないかなというふうな印象を持っています。

(司会者)

私も非常に良かったと思っています。裁判官だけでやっていたときに懲役何年と決めるのは、かなり職人技で直感的にこう何年と出していて、それなりにこう一致した結論が出ていたのですけれども、裁判員と一緒に話し合うことによって、どういうファクター、どういう要素でどれだけ多くしているのかというのが、ようやく分かった、というのがありますし、あと例えば殺人罪などは量刑の幅が広いのですが、かつてはいきさつとか動機とか、そこら辺のところを汲んでやりたいのだけれども事実がこれだから動かさないよね、みたいなのところがあったのが、市民感覚を取り入れると事情を汲んでやるというのが大勢であれば思い切って、今までは執行猶予が付けられなかったところでも、これだけの事情があれば皆同情できるというふうなことが分かれば思い切って執行猶予付けるとか、あるいは性犯罪なんかでは昔から自分自身では軽いなと思ったけれど過去の事例からすると、やっぱりこれ以上重くできないよねと思っていたのが、皆が重いとなったら重いと思っていると分かったのだったら思い切ってそちらを出すというのもできるようになりましたし、裁判員が入ってきて私は非常に良かったというふうに思っています。

(3番)

ありがとうございました。

(弁護士)

弁護人として、これはあくまでも個人なのですけれど。自分もですね去年裁判員裁判を担当したときに市民の方たちに分かりやすいようにと、被告人とかに有利な情状というのを分かりやすいようにどうすれば伝わるかということ、やっぱり一から勉強し直したというか、もう1回考え直して、終わったあとにですね他の事件とかでもやっぱりフィードバックができるのですね。そのとき一生懸命考えたからそれを生かして次の他の刑事裁判、あるいは下手したら民事裁判とか、そこで裁判員の方にも分かりやすい尋問というのを意識したときには、他の民事事件とかでもやっぱりそういう経験が生きたりしたので、制度として一般の方たちが参加して、果たして僕たちが負担に思っているかどうかという、そういうことはないんじゃないのかなと思っています。

あとは、他の意見交換会とか皆さんの意見を聞いたときにですね、裁判員の人たちは本当に何か一生懸命真剣に、先ほども何回か出てきたのですけれど、1人の被害者とか家族とか、あるいは被告人とかの人生を考えるためには、もっと時間延ばしても一生懸命考えた方が良くというスタンスで参加してくれていることを分かっていますので、邪魔とかそんなことは一切思いません。むしろ、こういう機会にですね、積極的にもう1回意見を言いたいとか、思ったことを言いたいと言って来てくれるということは、むしろ自分たち法曹としてはありがたいなと思います。

(司会者)

法曹としてはそんな感じの感覚を持っています。

(3番)

ありがとうございました。役に立っているのですね。

(司会者)

役に立っていると思います。十分に。私は感謝しているということです。ちょっと時間がなくなってしまいました。最後にですね裁判員経験者の皆さんに、これだけは言っておきたいということと、今後、裁判員とか補充裁判員になる方へのメッセージみたいなことがあれば、一言ずつ何かお願いしたいと思うのですけれど。1

番の方から順番にお願いします。

(1番)

裁判員制度に参加することによって、いろいろなものの見方を多方面から見るということを再認識したような気がするのですね。そういうところでも自分にとっては良かったかなと思っています。終わってからいろんな方とお話をやはりすることがあるのですけれども、皆さんやりたくないっていう、できればやりたくないよねっていう意見が多いのですけれども、こんなだったよとか、いろいろ考えさせられたみたいなことを言うと結構楽しみといたら変ですけども、ちょっと考えてみようかしらっていうような、裁判見に行ってみようかしらっていう方もいたりして、だからもうちょっと経験者ももっと皆にアピールするっていうか、こういうところが良かったとか、こういうところが悪かった、悪かったというリスクだったというところをもうちょっと言っているだけでも良いのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方、お願いします。

(2番)

はじめは裁判員なんてやりたくないと思っていたのですが、当たってしまったら、何ていうのですかね、今まであまり関心がなかったことも関心を持つようになって、最近ではニュースでも裁判員の話が出ると真剣に見ちゃうっていう、そういうすごく何か今まであまり身近でなかったものが身近になったっていうか、これからやる人にもやっぱり一度は経験してみたら良いんじゃないかと思いますね。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方、お願いします。

(3番)

もう言われたことと一緒に、是非一度大変でしょうけど選ばれれば経験されたらどうかというふうに勧めますね、これは。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

はじめは案内いただいたときに断る理由のトップに70歳を過ぎている人は無条件で断れますというのが入っていますが、私はもうとっくに古希70を過ぎていますけれども、自分の生き方も含めて前向きに肯定的にいろいろ考えたいので断らずに本当に良かったと思います。細かい法律のこと何か一切知りませんが、やはり良心をもって過去の経験とか自分が生きてきた体験とか常識をベースにですね皆さんと議論できる非常に良い制度だと思っています。もう何人かの方には守秘義務を守る範囲でPRしていますし、どんどん普及していくことを私は願っています。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、お願いします。

(5番)

何ていうのですかね、裁判員の経験者ということで宝くじに当たるか当たらないかというぐらいの割合で当たったということで滅多にこう体験できるようなことではないので、これは是非一度やってみた方がいろんな意味で勉強になるのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

(6番)

自分も同じですね。当たったらやるべきですね。何と云えば良いのですかね、実際やってみて法律といいますか犯罪というもの、今までテレビの中の話だったようなものが割と現実におりたというのは、かなり意識が変わったなというふうに思っています、そういった経験はものすごく貴重で重要な経験だったなと思いますね。次回から裁判員やる方に言いたいこととしては、何て言うのですかね、言いたいことがあれば絶対言った方が良いといいますか、自分の発言がそのまま人の人生を左

右しているという、そういう状況なので、何か後悔するようなことはないようにという、自分はちょっと後悔することがあったのでなおさら特に思いました。

(司会者)

ありがとうございました。当事者の観点からコメントとかありますか。

(検察官)

今日、私がやった事件の裁判員の方が2人来られて、駄目出しされるかとびくびくしていたのですけれど、駄目出しされなくて良かったです。

裁判員の私なりの意義は2つあると思っていて、一つはこちらが尋問しているときに裁判員の方々が分からないなという顔をしていたら、これまずいということで自分のスキルを上げることができる。プロフェッショナルの裁判官ではなくて、裁判員にしても分かる尋問ができるようにということで自分のためになるのと、もう一つは皆さんが先程来おっしゃっているようにテレビの中の出来事だったのが、自分の街で実際に起きていて犯人とされる人がいて被害者とされる人がいると、その人がどんな思いをして、こんなことをして、またこんな被害にあってどういう辛い思いをしているかと体感していただくことが、犯罪の予防であったり、犯人の更生であったり、そういうところにつながっていくのではないかという意義があると思います。

今日は貴重な御意見をいろいろ聞かせていただいてありがとうございました。

(弁護士)

有意義な時間を過ごせて参加して良かったと思っています。ありがとうございました。

(司会者)

今日は貴重なお話を本当にありがとうございました。我々、裁判員制度をもっともっとより良い制度にしていきたいと考えておりますので、今日の皆さんのお話も参考にした上で、今後の事件へ考えていきたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。